

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>工事費内訳書提出要領</p>	<p>工事内訳書提出・確認要領</p>
<p><u>(趣旨)</u> <u>第1条 この要領は、制限付き一般競争入札実施要領第11条第4項の規定に基づき、工事費内訳書に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>2 この要領の適用に当たっては、工事費内訳書の提出が、福井県が発注する建設工事の請負契約について、入札参加者の適正な見積りによる品質の確保および公正な入札の維持を目的としていることに留意しなければならない。</u></p>	<p>1 目的 公共工事においては、入札参加者の適切な見積り努力を促し、入札における競争性をより一層高めることにより、公正な入札を確保するとともに良質な施工を確保することが重要である。このため、入札執行に際し、工事費内訳書の提出を求め、積算内容の確認をするための手続を以下のとおり定める。</p>
	<p>2 対象工事 工事規模が設計額（税込み）で概ね1億円（建築一式工事は2億円）以上の工事の中から工種等の特性を勘案して所管部長等が必要と認めた工事および談合情報対応要領により工事費内訳書の提出が必要とされた工事とする。</p>
	<p>3 設計図書等の閲覧等 (1) 設計図書等は閲覧または有料により配布するものとし、その旨を指名通知または公告（以下「指名通知等」という。）に明示する。 (2) 設計図書等の閲覧期間、閲覧場所、閲覧方法および配布期間、配布場所、配布方法については、指名通知等に明示する。 (3) 設計図書等の閲覧または配布は、指名通知等の後、速やかに開始し、入札執行日の前日まで行う。</p>
	<p>4 現場説明会 (1) 現場説明会は原則として行わない。ただし、発注機関の長が、特に必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができる。 (2) 現場説明会を行う場合は、その旨、日時および場所等を、指名通知等に明示する。</p>
	<p>5 工事費内訳書の提出、確認 (1) 工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積り努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、入札および契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積りを行っていないと認められる場合には、「福井県財務規則」の規定に基づき、当該入札参加者の行った入札を無効にする場合があることや、入札手続きの終了後、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に</p>

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後	改正前
	<p>基づく措置等が行われる場合があることを指名通知等に明示する。 なお、通常指名競争入札においては、当分の間、上記の注意事項等を指名通知への追記または別紙に記載することにより、指名業者に通知するものとする。</p> <p>(2) 入札執行者は入札参加者に、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるとし、その旨を指名通知等に明示する。</p>
<p><u>(提出する工事費内訳書の内容)</u></p> <p><u>第2条 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。</u></p> <p><u>(2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。</u></p> <p><u>2 工事費内訳書の提出に当たっては、入札執行者から特に指示がない限り、内訳明細表および代価表の添付を要しない。</u></p>	<p>(3) 工事費内訳書の様式は自由とするが、その記載内容は最低限、閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費の額およびその算出の基礎となる工種・種別等の内訳（数量、単価、金額等）を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとするを指名通知等に明示する。</p>
<p><u>(工事費内訳書の確認)</u></p> <p><u>第3条 入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、提出された工事費内訳書について、原則として開札を行う前に、次に掲げる事項を確認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項第1号および第2号に掲げる要件を満たすものであること。</u></p> <p><u>(2) 違算および不適切な事項の記載がないこと。</u></p> <p><u>(3) その他入札執行者が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 入札執行者は、工事費内訳書の確認を行った場合において、談合の疑義が認められる場合は、別に定める談合情報対応要領に基づき、適切な対応をとるものとする。</u></p>	<p>(4) 入札執行者および積算担当者（担当課長、担当課員等、当該工事の積算内容を把握している職員とする。）は入札時（電子入札の場合には、開札前）に、工事費内訳書の提出の有無と不適切な事項の有無等を確認するものとする。</p> <p>(5) 工事費内訳書に談合の疑義が認められる場合には、談合情報対応要領に沿って、適切な対応をとるものとする。</p>
<p><u>(入札の無効等)</u></p> <p><u>第4条 入札執行者は、次に掲げる場合に該当するときは、福井県財務規則第151条第1項第8号に規定する金額その他要点を確認することができない入札に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とするものとする。</u></p> <p><u>(1) 入札参加者が第3条の規定により入札執行者が指定する日時および方法により、工事費内訳書の提出を行っていない場合</u></p>	

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(2) 入札執行者が、提出された工事費内訳書について、前条第1項各号に掲げる要件を満たしていると確認できない場合</u></p> <p><u>2 入札執行者は、前項の規定により入札を無効とした場合は、その旨を速やかに土木管理課長に報告するものとする。この場合において、土木管理課長は、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を検討するものとする。</u></p> <p>(付則) この要領は平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年7月14日）</p> <p><u>1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(6) 工事費内訳書は、当該入札の終了後、発注機関において所要の期間、保存する。</p> <p>6 見積期間 見積期間には、土曜日、日曜日および祝日等を含まない。</p> <p>(付則) この要領は平成17年4月1日から施行する。</p>